

明石市営墓地

明石市石ヶ谷墓園 一般墓地 常時募集区画のご案内

生前の建墓ができる区画です



お問い合わせ先

明石市 都市局 都市整備室 緑化公園課 墓園係（市役所本庁舎7階）

〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号

☎ 078-918-5265（直通）

詳しくは裏面をご覧ください

■常時募集区画の主な料金

区画面積	間口×奥行	永代使用料	管理料(10年分)	合計(円)
2.25 m ²	2.25 m²区画は常時募集対象外です（生前建墓は できない区画です）			
4.01 m ²	1.8m×2.23m	641,600	100,250	741,850
6.00 m ²	2.0m×3.0m	960,000	150,000	1,110,000
8.00 m ²	2.5m×3.2m	1,664,000	200,000	1,864,000
10.02 m ²	2.7m×3.71m	2,084,160	250,500	2,334,660
12.00 m ²	3.0m×4.0m	2,496,000	300,000	2,796,000

※4.01 m²と 6.00 m²の角地は、使用料が1～3割り増しになります。

※2.25 m²区画の募集時期・募集内容などについては、緑化公園課 墓園係までお問合せください。

■常時募集区画の募集内容

常時募集区画は、遺骨をお持ちではない方も申込できます。（生前の建墓ができます。）

<募集中の区画>

現在募集している区画は、緑化公園課 墓園係（TEL078-918-5265）へお問い合わせください。

<申し込み資格>

次のすべての要件に該当する方

- (1) 明石市に引き続き3か月以上住民登録がある方で、祭祀を主宰する方。
- (2) 現在、石ケ谷墓園一般墓地の使用許可を受けていない方。
- (3) 使用許可を受けた日から2年以内に目的の使用施設を設置できる方。
- (4) 使用料・管理料の合計額を納入期限までに一括納付できる方。

<申し込み方法>

先着順に申込区画の受付をいたしますので、電話で予約を行ってください。予約受付後2週間以内に、次の申込書類を下記の申込先へ提出してください。

- (1) 石ケ谷墓園一般墓地使用申込票
- (2) 一般墓地使用許可申請書
- (3) 誓約書
- (4) 申込者の住民票（本籍・続柄・家族全員が記載されたもので、3か月以内に交付されたもの）

<申し込み書類の配布場所>

冊子「石ケ谷墓園一般墓地申込みのご案内」は、次の場所で配布しています。

- (1) 緑化公園課 墓園係
（明石市役所 本庁舎7階 TEL078-918-5265）
- (2) 石ケ谷墓園管理事務所
（明石市大久保町松陰 1466 番地 TEL078-936-5329）

■お問合せ先 及び ご予約・お申し込み先

明石市 都市局 都市整備室 緑化公園課 墓園係
〒673-8686 明石市中崎1丁目5番1号
明石市役所 本庁舎7階
午前8時55分～午後5時40分（平日のみ）
電 話：078-918-5265
ファックス：078-918-5109

■アクセス 明石市大久保町松陰 1466 番地



※日常の管理が必要なく、経済的な負担が軽い「合葬式墓地」（共同で埋蔵するお墓）も常時募集しています。